改正

平成11年3月11日条例第9号 平成14年3月19日条例第9号 平成18年3月14日条例第10号 平成18年6月30日条例第22号 平成18年9月20日条例第32号 平成19年7月3日条例第12号 平成20年6月24日条例第17号 平成24年6月29日条例第12号 平成27年3月10日条例第10号 平成29年12月7日条例第16号

開成町小児の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、 もって小児の健康の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)を卒業した日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日(中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日又は修了した日の属する月の末日及び当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日とする。)までにある者をいう。
- 2 この条例において「3歳未満児」とは、満3歳に達した日の属する月の末日までにある者をいう。
- 3 この条例において「幼児」とは、満3歳に達した日の属する月の翌月1日から、満12歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者をいう。
- 4 この条例において「幼児等」とは、前2項に規定する者をいう。
- 5 この条例において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

- (1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者
- 6 前項各号の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上 婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。
- 7 第5項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、 これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維 持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(対象者)

- 第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。) は、開成町の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により 本町の住民基本台帳に記載されている小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療(幼児等以外の小児にあっては、入院に係る医療)に関する給付が行われるもので、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 3歳未満児を養育している者
 - (2) 小児(3歳未満児を除く。以下この号において同じ。)を養育している者で、当該小児が 医療を受けた日の属する年の前年(当該小児が1月1日から6月30日までの間に医療を受けた 場合には、前々年)の所得が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び 扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその扶養親族等でない児童(18歳に満たない 者をいう。)で、当該小児を養育している者が当該所得があった年の12月31日において生計を 維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額未満である者とする。
- 2 前項に規定する小児の疾病又は負傷には、次の各号のいずれかに該当する小児に係る疾病又は 負傷は含まない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている小児
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療を受給している小児
 - (3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児 (助成の範囲)
- 第4条 町長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者(国

民健康保険法による場合には、世帯主) その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

(助成の方法)

- 第5条 幼児等の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者(以下「病院等」という。) に対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長 が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
- 3 小児(幼児等を除く。)の医療費の助成は、町長が対象者に支払うことによって行うものとする。

(医療証の交付)

- 第6条 幼児等の医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 (届出義務)
- **第7条** 対象者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

- 第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 (助成費の返還)
- **第9条** 町長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則(平成11年3月11日条例第9号)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成は、

この条例施行の日以後に受けた医療費について適用し、同日前に受けた医療費については、従前の例による。

附 則(平成14年3月19日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成は、 この条例施行の日以後に受けた医療費について適用し、同日前に受けた医療費については、従前 の例による。

附 則(平成18年3月14日条例第10号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に交付された医療証についても、この条例による改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例第6条の規定により交付する医療証と同一の効力を有するものとみなす。

附 則 (平成18年6月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例の規定は、 平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年9月20日条例第32号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年7月3日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例の規定は、 平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年6月24日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の 日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助 成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月29日条例第12号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成27年3月10日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の 日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助 成については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年12月7日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の開成町小児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた 医療に係る医療費の助成について適用し、同日前までに受けた医療に係る医療費の助成について は、なお従前の例による。